

つがる総合病院給食業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

つがる総合病院給食業務を委託するにあたり、広く企画書案を募集し、最も適切な事業者を当該業務の受託者として選定するため、公募型プロポーザル方式により実施するものである。

2 概要等

- (1) 業務名
つがる総合病院給食業務
- (2) 業務場所
つがる総合病院（五所川原市字岩木町12番地3）
- (3) 業務内容
別紙「給食業務委託仕様書」を基準とする。
- (4) 委託期間
令和7年4月1日から令和10年3月31日まで（3年間）
※ただし、この契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、この期間の中途において当該契約を解除することがある。
- (5) 食材費
1食あたりの食材費については、263円を上回るようにすること。

3 実績

- (1) 過去3年の入院患者数

令和3年度	令和4年度	令和5年度
100,132人	104,883人	110,002人

- (2) 過去3年の食事数

令和3年度	令和4年度	令和5年度
249,916食	264,450食	256,489食

※検食、取り下げ食を含む

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次のすべての要件に該当する者とする。

- (1) 公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、つがる西北五広域連合構成自治体（五所川原市、つがる市、鯹ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町）の指名停止措置を受けていない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 法人税、所得税、消費税、法人住民税、法人事業税に滞納がない者であること。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある団体ではない者であること。
- (6) 参加申請書の提出時点で、許可病床数200床以上の本院と同程度の診療科目を有する特定給食施設において、仕様書に記載された業務と同等の給食業務の受託実績を過去5年以内に継続して1年以上有するものであること。
- (7) 入札参加における提出書類の内容を誠実に履行できること。また、業務開始日までに本業務の習熟度を深め、当該業務の迅速かつ確実な履行を確保できること。
- (8) 病院給食業務に係る医療関連サービスマーク認定業者、又は医療法（昭和23年法律第205号）第15条の3第2項の定める基準を満たしていること。
- (9) 入札日より起算し、過去3年以内に病院給食受託業務において、青森県を所管する支社等が受託した病院で食中毒により食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規程による業務停止処分を受けていないこと。

5 実施スケジュール

内容	日程
実施公告及び資料配布 質問の受付	令和7年1月23日(木)から1月31日(金)
質問への回答	令和7年2月7日(金)
参加申請書の受付	令和7年1月23日(木)から2月7日(金)
参加資格審査結果通知	令和7年2月12日(水)
現場説明会	令和7年2月14日(金)予定
提案書等の受付	令和7年2月12日(水)から2月19日(水)
プレゼンテーション	令和7年2月下旬頃
審査結果通知	令和7年3月初旬頃
契約締結日	令和7年4月1日(火)

6 実施公告及び資料配布

- (1) 開始日
令和7年1月23日(木)
- (2) 資料の配布方法
当院公式ホームページよりダウンロードすること。

URL : <https://www.tsgren.jp/tsugaru-general-hospital/2024topic-proposal2>

7 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

令和7年1月23日（木）から1月31日（金）午後5時まで

(2) 提出方法

質問書【様式7】に質問事項等を記入の上、「14 問い合わせ先」宛に、電子メールにより提出すること。電子メールにより提出する場合は、件名を「つがる総合病院給食業務に関する質問」とし、必ず受理確認を行うこと。

(3) 回答方法

令和7年2月7日（金）までに、当院公式ホームページに掲載する。その際、質問者に関する情報は掲載しない。

(4) その他

- ① 受付期間外の質問については、いかなる理由があっても回答しない。
- ② 質問の内容が、受託候補者の選定に公平性を保つことができないものである場合などは、回答しないことがある。

8 応募手続等

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を申請するにあたり、次の書類を提出すること。

- ① 参加申請書及び申請書に記載の添付書類等【様式1～4ほか】
- ② 競争入札参加資格の確認に必要な書類
 - ア 登記簿謄本（法人）
 - イ 印鑑証明書 ※写し不可、原本添付
 - ウ 財務諸表類（直前2決算期分）
 - エ 法人税・所得税・消費税の納税証明書
 - オ 法人住民税・法人事業税の納税証明書
 - カ 許可・登録・認可証明書
 - キ 技術者経歴書
 - ク 誓約書（暴力団不当行為防止）【様式5】

※ つがる西北五広域連合構成自治体（五所川原市、つがる市、鯨ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町）いずれかの令和6年度入札参加資格者名簿へ登録がある場合は②ア～クを省略できる。

(2) 提出書類の配布方法

参加申請書等の様式については、当院公式ホームページからダウンロードすること。

(3) 提出方法

提出書類は、持参、郵送（提出期限内に必着とし、配達完了が確認できる書類郵便等に限る。）又は宅配便による提出とする。

(4) 提出期限

令和7年2月7日（金）必着

- (5) 提出先
「14 問い合わせ先」のとおり。
- (6) 審査結果の通知
本プロポーザルの参加申請者から提出された書類については、担当課で審査を行い、すべての参加表明者に対し、審査の結果を電子メールで送付する。

9 現場説明会

下記のとおり、現場説明会を実施する。

- (1) 申込方法
参加申請書【様式1】中の参加予定者氏名に参加者を記入の上、提出。
- (2) 実施日
令和7年2月14日（金）予定
※参加資格審査を通過した者のみ参加可能。
詳細については、参加者へ別途通知する。

10 提案書等の提出

- (1) 提出書類
様式については、当院ホームページからダウンロードすること。
 - ① 様式8：提案書
企画内容については、様式8中の記載注意事項に沿った内容とすること。
※食材料使用基準については、参加者へ別途配布予定
 - ② 様式6：見積書
提案価格については、次の食数で算定すること。
患者食 257, 736食／年間（検食、取り下げ食含む）
- (2) 提出方法
提出書類は、持参、郵送（提出期限内に必着とし、配達完了が確認できる書類郵便等に限る。）又は宅急便による提出とする。
- (3) 提出部数
正本1部、副本9部とする。
紙媒体及び電子記憶媒体（正本データ）に記録したものを提出すること。
- (4) 提出期限
令和7年2月19日（水）必着
- (5) 提出先
「14 問い合わせ先」のとおり。
- (6) 留意事項
 - ① 提案は、1事業者につき1提案とする。
 - ② 提案書は、記載内容を明瞭かつ具体的なものとし、誰にでも分かりやすい内容とすること。
 - ③ 提案書等提出後の内容変更や差し替え等は、原則として認めない。
 - ④ 次のいずれかに該当する場合は、その提案を無効とする。

- ア 提出期限を過ぎたもの
 - イ 虚偽の記載がされたもの
 - ウ 記載内容が不明なもの又は必要な記載のないもの
 - エ 提出書類が不足しているもの
 - オ 提案者とは異なる事業者が企画したもの
 - カ その他、本実施要領や仕様書に違反すると認められるもの
- ⑤ その他
- ア 提案の実現可能性を検討するため、提案書を提出した者（以下「提案者」という。）に対して、提案内容の聴取や追加資料の提出を求めることがある。
 - イ 提案に係る一切の費用については、提案者の負担とする。
 - ウ 提出物の返却は行わない。

11 審査委員会（プレゼンテーション）

- (1) 開催予定日
令和7年2月下旬頃（日時・場所等の詳細は別途通知）
- (2) 出席者
当日の参加者は、原則各事業者4名以内とする。
※マスクの着用等、感染症対策には十分留意したうえでプレゼンテーションを行うこと。
- (3) 実施方法
- ① プレゼンテーションは非公開で実施する。
 - ② プレゼンテーションの内容は、事前に提出した提案書に基づく説明を基本とし、新たな資料の追加や修正等により、その内容が変更となるような提案は行わないこと。ただし、提案書の内容が変更にならないのであれば、審査委員が提案内容をわかりやすく理解できるように、資料を追加してもよいものとする。
 - ③ プロジェクター等での投影を希望する場合は事前に当院担当者と協議すること。
 - ④ 持ち時間は説明20分、質疑10分の計30分とする。
 - ⑤ プレゼンテーション時に提案者の名称が特定できるような表現及び対応はしないこと。
- (4) 審査体制
提案書等及びプレゼンテーションの審査及び評価は、当院が設置する「つがる総合病院給食業務プロポーザル審査委員会」（以下「委員会」という。）において実施する。
- (5) 審査方法
別添選定評価基準に基づき、提案書等及びプレゼンテーションの審査・採点を行い、最も点数の高い提案者を最優秀提案者（受託候補者）とし、次いで点数の高い提案者を優秀提案者（次点候補者）として選定する。

また、点数が同点の場合は、委員会の多数決により最優秀提案者等を選定する。

なお、提案者が1者の場合であっても、本審査は実施し、審査員の評価結果により、提案の内容について契約の目的を十分に達成できるものであると判断できるときは、その提案者を契約候補者として選定する。

(6) その他

提案者が、委員会当日に不適切と認められる言動等を行った場合は、委員会の途中であっても参加を取り消すものとし、その場合に、参加を取り消された者が本プロポーザルのために要した費用等に対して、当院は一切の責任を負わない。

12 審査結果

(1) 審査結果の通知及び公表

本プロポーザルの審査結果は、令和7年3月初旬頃に提案者の全てに対し電子メールで送付する。また、当院の公式ホームページにて「最優秀提案者（契約候補者）」と「優秀提案者（次点候補者）」を評価点とともに公表する。

(2) その他

審査結果を通知した後においても、最優秀提案者（契約候補者）の提案内容等に事実との相違や不適切な行動等が認められた場合は、審査結果を取消し、優秀提案者（次点候補者）を最優秀提案者（契約候補者）とする。

また、この場合において、優秀提案者（次点候補者）にも同様の状況が認められた場合は、その次に審査の点数が高い企画提案者を最優秀提案者（受託候補者）とする。

なお、これら審査結果を取り消した場合において、審査結果を取り消された者が本プロポーザルのために要した費用等に対して、当院は一切の責任を負わない。

13 契約の締結

(1) 契約の締結方法

当院と最優秀提案者（契約候補者）との間で、提出された提案書及び見積書（見積内訳書を含む）の記載事項等を踏まえた協議を行い、協議が整った場合に、つがる西北五広域連合契約規程に定めるところにより、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定に基づく随意契約により、本業務の契約を締結する（この協議の際、提出された提案書及び見積書（見積内訳書を含む）の内容等について一部変更する場合がある）。

また、最優秀提案者（契約候補者）との協議が整わない場合にあっては、優秀提案者（次点候補者）と協議の上、契約を締結する。

なお、最優秀提案者等が決定から契約締結までの間に、つがる西北五広域連合構成自治体（五所川原市、つがる市、鯹ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町）の入札参加の制限を受けた場合においては、契約を締結しないこととし、当院と

の協議が整わないために契約をしない場合も含めて、最優秀提案者等が本プロポーザルのために要した費用等に対して、当院は一切の責任を負わない。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の5以上の金額の納付を要する。ただし、つがる西北五広域連合病院事業契約事務規程の規定に該当する場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否

要する。

(4) 支払条件

毎月後払いとする。

14 問い合わせ先

〒037-0074 青森県五所川原市字岩木町12番地3

つがる西北五広域連合つがる総合病院 事務部管理課用度管財係 神、白川

電話番号：0173-35-3111 F A X：0173-35-0009

メールアドレス：hospital@city.goshogawara.lg.jp

※ 郵送の場合には、配達完了が確認できる書留郵便等に限る。

※ 電子メール又はF A Xの場合には、必ず電話にて受理確認を行うこと。

※ 受付時間は土・日曜日・祝日を除く、午前8時15分から午後5時までとする。